



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 日本コンベヤ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 西尾 佳 純  
 (コード番号 6375 東証第 1 部)  
 問合せ先 取締役管理本部長 石田稔夫  
 (TEL : 072-872-2151)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を強化することによって、コーポレート・ガバナンスを充実させるとともに経営の効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、定款の一部の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該定款の変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。

加えて監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が 1 年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものであります。

その他字句の修正および上記の変更に伴う条文の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線        は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (略) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第 5 条 (略) 第 2 章 株式 第 6 条～第 12 条 (略) 第 3 章 株主総会 第 13 条～第 18 条 (略)	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (同 左) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> 第 5 条 (同 左) 第 2 章 株式 第 6 条～第 12 条 (同 左) 第 3 章 株主総会 第 13 条～第 18 条 (同 左)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (略) 3. (略)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任者の残存期間</u>とする。 (新 設)</p> <p>第22条～第23条 (略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (略) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (同 左) 3. (同 左)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (同 左) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (同 左) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (同 左)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人の責任</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>第38条 (略)</p>	<p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第6章 会計監査人の責任</p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>第32条 (同 左)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第40条 (新 設)</p>	<p>第33条 (同 左)</p>
<p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>3. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>(中間配当)</p>	<p>4. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第42条 (略)</p>	<p>第35条 (同 左)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 前条および本条は、2025年6月29日をもって削除する。</p>

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月29日  
(2) 定款変更の効力発生日 平成27年6月29日

以上